China Tax Monthly
（KPMG中国税務月報）

2021年12月

「中華人民共和国税関行政処罰案件処理手順規定」改訂版の公布

概要

2021年7月15日付で改訂された「中華人民共和国税関行政処罰案件処理手順規定」（公告2021年第250号、以下「新規定」）が正式に施行された。税関は、公正性と公開性を確保し、処罰と指導を組み合わせた行政処罰の新原則を十分に遵守した上で、行政処罰案件を処理する。

「新規定」は、輸出入関係者が待ち望んでいたものである。中国税関の新たな通関全体改革が全国レベルで展開されて以来、通関業務に係る企業の自主的な選択を尊重することを前提として、税関は、「事前申告」「2つのステップによる申告（まずは概要申告による貨物を受取り、後日詳細申告を行う）」などの業務改革を積極的に推進しており、通関効率を大幅に向上してきた。

また、中国税関は、全体的で正確なリスク予防と管理を推進すると同時に、徴税、監督管理、査察及び密輸防止に関しては、これまでどおりの方針を継続している。この企業による自主申告の推進と税関による事後監督管理の強化に伴って、ますます多くの税務申告上の問題が特定され、大量の税関行政処罰案件が発生し、かつ増加し続けている。統計上の誤りや誤分類など、それほど深刻ではない行政案件の処理に大量の税関リソースが充てられている。企業は効率が向上した通関サービスを存分に享受できることと引き換えに、申告に問題が生じた場合には事後行政処罰を科されるなど、深刻な事業経営上のリスクに晒されている。

税関は、「新規定」の改訂・公布に先立ち、すでに軽微な税法違反行為など深刻ではない案件について、企業の自主的な開示を通じて行政処罰を免除する政策を打ち出した。また税関は、違反事実は明確だが違反行為が軽微な案件に対して、簡易案件処理手順を適用して案件の処理効率向上を図っている。

改訂された「新規定」では、税関の行政案件処理手順に関する複数の要件を明確にした。これにより、税関は軽微な違反行為、または初回違反で、かつ適時に是正されて深刻な事態に至らなかった案件に対して、行政処罰を科さないとしている。また、税関は、企業に主観的過失がないことを証明できる案件に対しても、行政処罰を科さないものとしている。加えて、「新規定」では、回避、管轄、案件調査、処理、ヒアリングなどに関する規定を統一した。さらに、その場で行政処罰を決定する簡易プロセスや、証拠収集、審査、承認などのプロセスを簡素化した迅速な処理手順を追加した。これは、税関が行政・法執行において、公平と公正を重んじながら、寛大であるが厳格に、効率向上に配慮している原則を表している。

具体的な改訂内容

公告2021年 第250号	重要な追加・改訂内容
第1章 総則	第3条　税関は、行政処罰案件の処理において、公正・公開の原則を遵守し、処罰と指導を組み合わせて処理するものとする。
第2章 一般規定	第7条　税関は法律に則り、文字や音声映像などの形で、行政処罰の開始、調査と証拠収集、審査、決定、送付、執行などの全プロセスに対して記録し、ファイリング・保存するものとする。
第3章 案件調査	第30条　当事者または関係者は、法の執行者に対して法律執行証の提示を要求する権利を有する。法の執行者が法律執行証を提示しない場合、当事者または関係者は、調査または検査を拒否する権利を有する。 第44条　テスト、検査、検疫、技術鑑定の結果は、当事者に通知するものとする。

© 2021 KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in China, is member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited ("KPMG International"), a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

第 4 章 行政処罰の決定	第 56 条　違法行為が軽微であり、かつ適時に是正され、違法による損害をもたらさなかった場合、行政処罰を科さないものとする。初回の違反行為であり、違法による損害をもたらさず、かつ適時に是正された場合、行政処罰を科さないことができる。 法に則り当事者の違反行為に対して行政処罰を科さない場合、税関は当事者を指導しなければならない。 第 57 条　当事者に主観的過失がないことを十分に証明できる場合、行政処罰を科さないものとする。行政法規で別段に定めがある場合は、その規定に従うものとする。 第 60 条　違反行為が 2 年以内に発見されない場合、行政処罰を科さないものとする。国民の生命・健康・安全や金融システムの安定にかかわり、違法による損害をもたらさなかった場合、上記期間は 5 年に延長される。法律で別段に定めがある場合はこの限りではない。
第 5 章	省略
第 6 章 簡易プロセスと迅速な処理（新規追加）	（簡易プロセス）第 101 条　違反の事実が明確であり、かつ法的根拠がある場合、国民に対して 200 人民元以下の罰金、法人またはその他の組織に対して 3000 人民元以下の罰金もしくは警告を科す案件に対して、税関は簡易プロセスを適用し、その場で行政処罰の決定を下すことができる。 （迅速な処理）第 103 条　簡易プロセスを適用できないものの、事実が明確であり、当事者が書面をもって申請し、自発的に過ちを認め、かつその他の証拠がある行政処罰案件に関して、規定された条件を満たす場合、税関は証拠収集、審査、承認等のプロセスを簡素化することにより、案件を迅速に処理できる。

著者の所見

「新規定」の公布と施行は、輸出入関連企業に歓迎されるだろう。なぜなら、「新規定」では、企業に主観的過失がない状態で税関の規定に違反した場合、行政処罰を科さないと規定されているからである。中国はすでに国際貿易総額で世界最大の経済大国に成長し、貨物貿易輸出入額が増え続けている。また、クロスボーダー電子商取引など新しい取引モデルが次々に登場し、多種多様な商品と複雑なビジネス取引モデルも現れている。これに伴い、税関の法規定も複雑化している。特に、税関の租税徴収管理における分類業務、税関の保税加工貿易監督管理業務及び商品検査検疫業務などの専門分野において、企業が複雑な法規定の解釈を誤ってしまうことにより申告上の問題につながりやすい。この誤りに対し、意図的に違反行為を犯し、税関の管理秩序を乱す案件と同様の行政処罰を科すことは明らかに不公平であるといえる。「新規定」は、非主観的な過失に対して処罰しないことで行為と処罰を一致させた。これは企業の過度な慎重姿勢を和らげ、国際貿易の正常な秩序維持に有効となる。

「新規定」の公布と施行は、税関が現在実施している各種通関改革と貿易の利便化措置をさらに促進するだろう。「新規定」では、税関は、軽微な税法違反行為に対して軽い行政処罰、初回の税法違反行為や軽微でかつ適時に是正され、深刻な事態に至らなかった違反行為に対して処罰しないことを明確にした。近年、税関は通関業務処理の効率向上を通じて企業の通関業務に利便性をもたらすとともに、申告の規範化や AEO 認証の実施などにより、企業が自社の税関業務に係る内部統制管理を強化し、通関業務の品質向上を促進している。しかし、実務において、多国籍企業を含む多くの企業は、急速な業務量の増加に伴い、税関業務担当者の負担が増し、調達、物流、通関申告など各プロセスの連携に一旦問題が生じた場合、税関上の規定違反につながりやすい。「新規定」では、適時に是正された多数の軽微な違反行為に対して、深刻な事態に至らなかった場合は軽い処罰を科すか、ひいては処罰しないものとした。それによって、企業の経営リスク及び関連従業員の業務遂行リスクが軽減された。「新規定」は、税関業務担当者の通常業務推進における正当な権益を守るとともに、企業が積極的に税関の各種改革に参加することで、税関業務に係る内部統制管理の強化に良好な環境の構築を助長している。

「新規定」の公布と施行は、税関の行政案件の処理に対する法治化と規範化をさらに促進するだろう。「新規定」では、税関行政案件の処理における管轄、回避、調査と処理、ヒアリングなどのプロセスを明確にし、税関が文字や音声映像などの形で行政処罰の全プロセスに対して記録すべきだとする規定を追加するなど、近年の税関行政法執行において新たに直面した問題を改善した。特に「新規定」では、事実が明確で、異議を唱える余地が少なく、かつ軽微な税法違反案件に対する簡易プロセスと迅速な処理手順を改訂・新規追加した。これにより、公正性を確保した上で関連案件の処理効率が向上し、税関の行政リソースと企業の経営コストの節約につながる。

上述のとおり、「新規定」では、関連案件の税関手続きの要件を明確にしたものの、実務において遭遇するいくつかの問題は依然として存在しており、その概念と定義をさらに明確にする必要がある。例えば、

- ✓ 軽微な税法違反行為に関する具体的な定量的基準とは何か？ 「適時に是正され、違法による損害をもたらさなかった」ことにおいて、「適時」の具体的な定義とは何か？ 「違法による損害をもたらさなかった」場合の具体的な状況とは何か？

© 2021 KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in China, is member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited ("KPMG International"), a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

- ✓ 初回違反の定義とは何か？　当事者が複数の違反行為がある場合でも初回違反の定義は成り立つか？
- ✓ 当事者に主観的過失がないことをどのように証明すべきか？　具体的にどのような証拠が必要か？

また、輸出入企業は、自社の状況に合わせて、「新規定」の内容をより良く理解し、発生し得る影響を事前に研究・判断し、以下のように積極的に必要な措置を講じる必要がある。

- ✓ 「新規定」では、初回の違反、非主観的な過失に対して処罰しないなどの行政処罰原則を定めている。すでに重大な違反行為を犯し、税関の行政案件調査処理を受けている企業は、行政処罰が過去の案例に準じて軽い処罰基準に照らして決定される原則に基づき、初回の違反に当たるかどうか、非主観的な過失であることを証明できる証拠の有無などの観点から、軽い処罰基準に照らすか、もしくは処罰の軽減、ひいては処罰しない可能性を検討すべきである。
- ✓ 「新規定」では、簡易プロセスや迅速な処理など行政処罰に係る新たな手順を定めている。企業は、日常業務において特定・発生した税法違反行為に対して、自主的開示などの措置を講じるか、または簡易プロセスや迅速な処理などを通じて税関業務に係る問題を解決することができる。
- ✓ 「新規定」では、公正と公開の原則を十分に遵守し、処罰と指導を組み合わせた行政処罰の新原則を定めている。大量の輸出入業務に携わる企業は、「新規定」で定められた「適時に是正し、違法による損害をもたらさなかった場合は処罰しない規定」に基づき、年度税関業務の内部監査の強化など、既存の輸出入業務に係る通関申告の問題点を適時に特定・是正し、適切な解決案を検討して潜在的な税関業務リスクを軽減する必要がある。

（MUFG BK 中国月報 2021 年 12 号に掲載）

Contact us お問合せ先

KPMG 中国
税務部
平澤尚子
中国上海市静安区南京西路 1266 号恒隆広場第二期 26F
Tel： +86-21-2212-3098
E-mail：naoko.hirasawa@kpmg.com

© 2021 KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in China, is member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited ("KPMG International"), a private English company limited by guarantee. All rights reserved.